

ごみ出し困難者への戸別収集について

令和2年10月実施予定

○制度の概要

ごみをステーションまで運ぶことが困難な市民（要介護者及び障がい者）に対し、敷地内からごみの回収を実施する。

- 週に1度（水曜日）、市内全域から集荷する。

- 利用者は可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみを回収日（水曜日）に排出できる。

- 各区分を分別のうえ、可燃ごみ、不燃ごみについては江別市指定ごみ袋に入れて排出する。

- 家屋内からの回収は行わない（玄関フードは可）。

○地域による支援の優先について

地域等による支え合いは、安心して暮らせる街づくりの根幹であり、この制度を導入することで、地域が手を引き、関係が断ち切られるような事態を招かないようにする必要がある。

【申請後に現地訪問で確認すること】

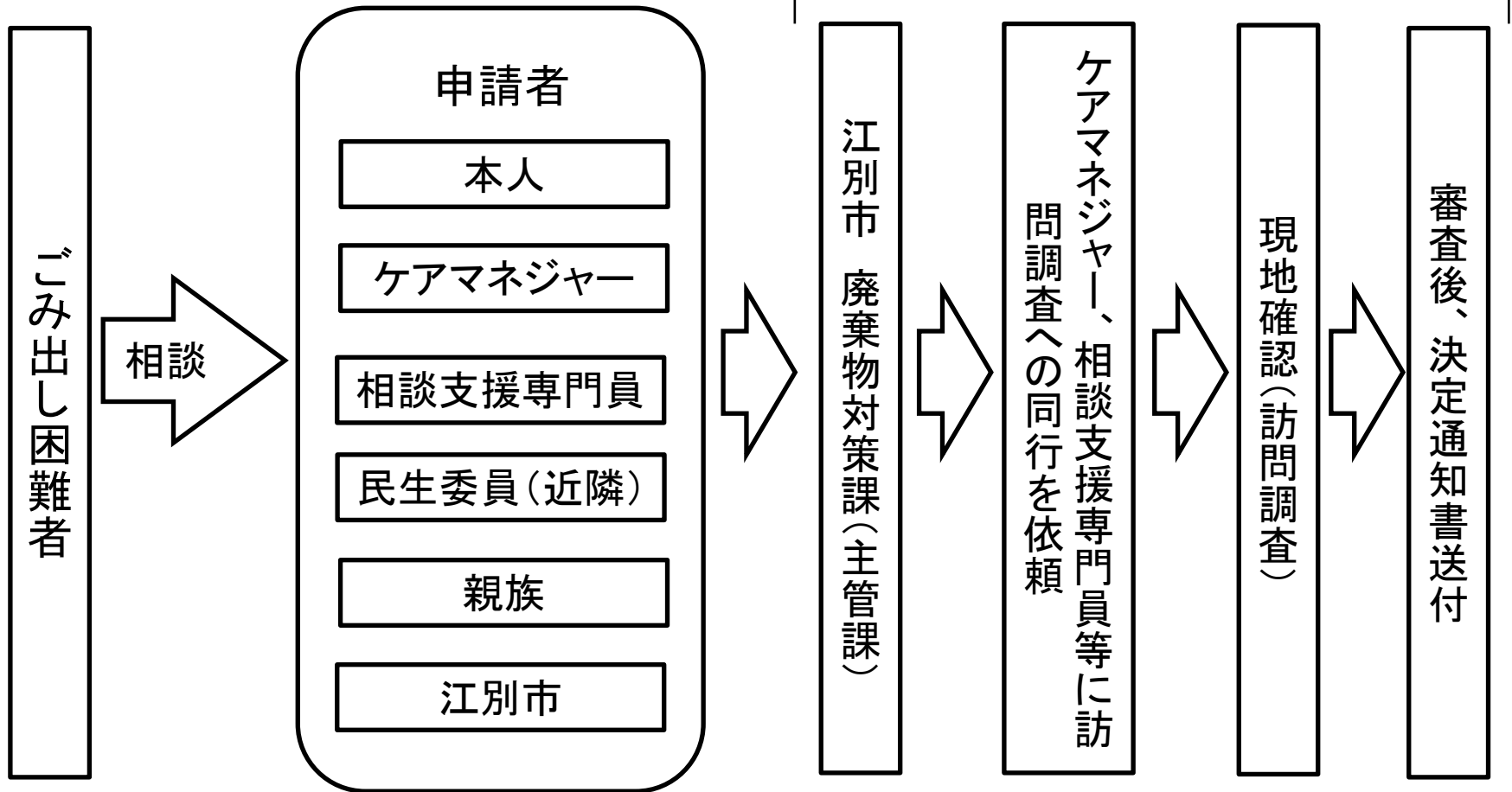
- これまでは、どうやって、ごみを出していたか（近隣支援？）
- 近隣との関係について（過去から現在）
- 今後における近隣への情報提供の範囲について

上記を確認し、地域で関わってもらうことが可能な部分は、継続して関わってもらい、関係性を維持するように努める。

また、近隣との関係が希薄な場合は、新たに関わりを増やす手段が無いかを検討する。

申請の流れ

概ね2週間～最長1ヶ月以内

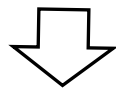


ごみ出し困難者に向けた支援制度先行市基準及び当市基準案

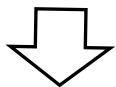
	札幌市	帯広市	苫小牧市	旭川市	北広島市	江別市(案)
基本事項	ごみステーションまでごみを出すことが困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられない場合であって、下記のいずれかの要件に該当する者、又は、二人以上の世帯の場合は、世帯員全員が要件に該当する場合を対象とする。					
要件1 介護区分	要介護2以上	高齢者(65歳以上) ・要介護 ・要支援	要介護5 ～ 要支援1	要介護5 ～ 要支援2	要介護	要介護1以上
要件2 障がい区分	障がい支援3以上	身体障がい者 精神障がい者 療育手帳交付者	身体障がい1～3級 精神障がい1級 知的障がいA	身体障がい者	身体障がい者	身体障がい1～2級 精神障がい1級 知的障がいA
要件3 その他	ホームヘルプサービス 利用の場合 ・要介護1 ・要支援1・2 ・障がい支援1・2 障がい福祉サービス ・同行援護利用	傷病者(自宅療養) 市長が認める者	介護身体区分と同等	市長が認める者 ・高齢ごみ出し困難 ・冬期ごみ出し困難	市長が認める者	市長が認める者
収集回数	週1回	週1回	週1回	週1回	既定の収集日	週1回(水曜日)
人口(3/31)	1,953,883人	166,093人	171,275人	335,323人	58,462人	118,814人
収集件数	4,300件	406件	654件	444件	150件	推計:300件
収集体制	直営	直営	直営	直営	委託(収集業者及び シルバー人材センター)	委託
ステーション設置基準	1/10軒	1/10軒	1/5軒	町内会一任	町内会一任	1/10軒

○要件3「市長が認める者」について

①ケアマネジャー、相談支援専門員から廃棄物対策課に特例による制度利用についての推薦※が必要。



②廃棄物対策課は推薦があった場合、推薦者と同行し、訪問調査を行う。



③訪問調査の結果、要件を満たしている世帯と同じ程度にごみ出しが困難と判断した場合は要件3を適用する。

※推薦ができる目安

- ・単身世帯では要支援2又は障害支援区分3以上
- ・複数員世帯では世帯員の過半数以上が要件を満たしていること。
- ・生活環境が悪化（昨年までは要支援1だったが今年になって2になったなど）に向かっており、支援の強化が必要なこと

○要件3「市長が認める者」の例

要介護1の夫（75）と要支援2の妻（72）との2人世帯。
夫は要支援2だったが、今年になって要介護1に区分が変更となった。
夫は足、妻は腕に不自由さがあり、ステーションへの運搬が大変なため、ごみを溜め、運搬がさらに大変になるという悪循環となっている。運搬時に転倒したこともあり、怪我の危険も高いとのことで、ケアマネジャーより申し立てがあった

母（72）と身体障害者手帳2級を所持する娘（40）との2人世帯。
娘はぼうこう機能に障がいがあり、常時紙おむつを使用しているため、可燃ごみの排出が多量となっている。
1回平均30ℓ 4袋程度を母親がステーションまで運搬しており、2度、3度の往復に疲労し、娘にきつく当たってしまうことも頻繁にある様子である。生活を営むうえでの環境は要件に該当している世帯と同等以上に思われるとのことで、相談支援専門員から申し立てがあった。

○共同住宅について

【オートロックマンション】

収集訪問の際にチャイムを鳴らし、本人が在宅していてロックを解除してもらえた場合にのみ、ごみを収集する。

【廊下が狭隘でごみを出す場所がない場合】

訪問調査の際にごみ出しが可能な場所を探す。玄関から少し離れた場所（廊下の共有スペース、階段の踊り場など）でも可。
管理会社を把握し、理解をお願いする。

※近隣への配慮について

戸建ての住宅と比較して、共同住宅は近隣との距離が近く、ごみを排出した際に見た目や臭いなどでトラブルが起こる可能性が高いと考えられる。

必要な場合、本人負担にはなるが、ポリバケツなどのごみを入れる容器を用意してもらい、ごみ排出の際はそれに入れておく等の対応配慮をお願いする。

○戸別収集を活用した安否確認について

①訪問面接時の確認により、対応を3つに区分する。

- ほぼ毎日、他の支援サービスを利用している → ケース1
- 週に2回程度、他の支援サービスを利用している → ケース2
- 他に支援サービスを利用していない → ケース3

他に利用間隔が短いサービスを利用している場合、状態異常はそこから判明するため、当制度での確認の必要性は低い。

ケース3の世帯については、収集業者と連携を図っておき、収集時にごみが出されていないとわかった時点で廃棄物対策課に連絡をするように依頼しておく。

②ごみが出されていない場合の確認対応※

- ケース1世帯 → 3週連続した場合、確認対応する。
- ケース2世帯 → 2週連続した場合、確認対応する。
- ケース3世帯 → 業者から連絡を受けた時点で確認対応する。

※確認対応について

申請時に確認した緊急連絡先に連絡や現地への直接訪問など市が対応を行い、ごみが出されなかった事情を判明させる。「恐らく大丈夫だろう」という考えではなく、何かがあったことを想定した対応をとる。

参考①: 要支援、要介護区分の状態(例)について

状態区分	身体の状態(例)	認知症の程度
要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的介護を要し、介護予防が必要と思われる状態 ～日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴などに一部介助が必要	症状があっても、日常生活に支障がない状態
要支援 2	生活の一部について、部分的介護を要し、介護予防が必要と思われる状態 ～立ち上がりや歩行が不安定	物忘れがあっても、ほとんどの場合、生活に大きな支障はきたさない状態

状態区分	身体の状態(例)	認知症の程度
要介護 1	生活の一部について、部分的介護を要し、疾病などにより心身の状態が不安定なため、介護予防サービスの適切な利用が見込まれない状態 ～立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などに一部介助が必要	物忘れや思考・感情などの障がいにより、十分な説明を行ってもなお、介護予防サービスの利用に対して、適切な理解が困難な状態
要介護 2	軽度の介護を要する状態 ～起き上がりが自力では困難。排泄、入浴などで一部または全体の介助が必要	日課や直前に何をしていたかなどが部分的にわからなくなるため、生活に支障をきたす、他人とのスムーズな応対が困難な状態
要介護 3	中度の介護を要する状態 ～起き上がり、寝返りが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要	生年月日や自分の名前などがわからなくなる、着替えなど自分の身の回りのことができなくなってくる状態
要介護 4	重度の介護を要する状態 ～排泄、入浴、衣服の着脱など多くの行為で全面的介助が必要	常に意思疎通が困難となる、日常生活に支障をきたす行動が頻繁にみられる状態
要介護 5	最重度の介護を要する状態 ～生活全般について全面的な介助が必要	理解全般が低下している状態

参考②: 障がい等級の目安について (障害年金サポートサービスHPより)

障害等級	障害等級について	障害の状態
1級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状によって、日常生活ができない程度のもの。(他人の介助を受けなければ自分の身の回りのことができない程度)</p>	<p>1号 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2号 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3号 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4号 両上肢のすべての指を欠くもの 5号 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6号 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7号 両下肢を足関節以上で欠くもの 8号 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11号 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。(必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度)</p>	<p>1号 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2号 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3号 平衡機能に著しい障害を有するもの 4号 そしゃくの機能を欠くもの 5号 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6号 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7号 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8号 1上肢の機能に著しい障害を有するもの 9号 1上肢のすべての指を欠くもの 10号 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11号 両下肢のすべての指を欠くもの 12号 1下肢の機能に著しい障害を有するもの 13号 1下肢を足関節以上で欠くもの 14号 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17号 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

参考③: 障害支援区分について

障害支援区分

- (1) 介護給付を利用するには、障害支援区分の認定が必要です。
- (2) 障害支援区分は、区分1～6に分かれています。
- (3) 障害支援区分は、支援の必要度について、客観的な基準で判定されます。
- (4) 障害支援区分認定調査（80項目）の結果や、医師意見書の一部項目（24項目）を踏まえ、コンピュータ判定が行われます。（一次判定）
- (5) 障害支援区分認定審査会において、一次判定の結果を原案として、「特記事項」や「医師意見書（1次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案した審査判定が行われます。（二次判定）

障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次の表のとおりです。利用できる量については、サービスと障害支援区分ごとに基準がありますので、お住まいの各区役所支援課にお尋ねください。

【障害支援区分ごとに、利用できる（○）サービス、できない（×）サービス】

サービスの種類		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
介護給付	居宅介護	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助（身体介護無し）	×	○	○	○	○	○	○	
	通院等介助（身体介護有り）	×	×	○（ただし要件あり）					
	同行援護	○（ただし要件あり）							
	行動援護	×	×	×	○（ただし要件あり）				
	短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○	
	重度訪問介護	×	×	×	×	○（ただし要件あり）			
	療養介護	×	×	×	×	×	○（ただし要件あり）		
	生活介護	×	×	○ (50歳以上)	○	○	○	○	
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○	
施設入所支援	○（ただし要件あり）			○ (50歳以上)	○	○	○		